

SHINPU

社会保険新報

2023.6

No.872



初夏のヨコスカで歴史さんぽ
(8ページ) も見てね!



【東京近郊の名所】
神奈川県横須賀市

浦賀の夜明け

神奈川県横須賀市東部に位置する浦賀は、干鰯問屋や回船問屋で栄えた港町でしたが、嘉永6年6月（新暦1853年7月）、米国海軍・ペリー司令官が開国を求めて来航。幕末期には、勝海舟が艦長を務める咸臨丸が出航して日本人初の太平洋横断航海を成し遂げる等、浦賀は歴史の重要拠点となりました。当時の面影を残す名所が点在し、咸臨丸出航の碑がある愛宕山公園、数多くの大型船を建造した浦賀ドック（2003年に閉鎖）、また、ポンポン船の愛称で親しまれる浦賀の渡し船は、現在も交通手段として東西を行き来しています。写真は、愛宕山公園から望む夜明け（2023年4月24日撮影）

- 協会けんぽ東京支部 療養費支給申請書～治療用装具（P2） 接骨院・整骨院のかかり方（P3）
- 日本年金機構 算定基礎届〈定時決定〉（P4-5） 賞与支払届を忘れずに！（P5）
国民年金ひとことメモ 国民年金保険料の免除・納付猶予制度と追納（P5）
- 東京社会保険協会 年金シニアライフセミナー／オンラインライブセミナー（P6） 社会保険に関する動画シリーズ（P7）
TOKYO近郊のおすすめスポット・神奈川県 初夏のヨコスカで歴史さんぽ（P8）

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ****療養費支給申請書 ～治療用装具**

医師の指示により、コルセットや弾性着衣等の**治療用装具**を購入・装着または8歳までの子どもが**小児弱視等の治療を目的とした眼鏡等**を購入したときは、**療養費の支給**を受けることができます。費用を支払った後、協会けんぽに**療養費支給申請書（治療用装具）**をご提出ください。 ※支払った治療用装具代が全額払い戻されるわけではありません。



療養費（治療用装具）は次の手順で申請してください

1

医師の指示により、
治療のための装具
を作成

2

装具の領収書（原本）
と医師が記入・証明し
た治療用装具製作
指示装着証明書を
用意

3

療養費支給申請書
と②の書類一式を
協会けんぽへ
提出

4

療養費（治療用装具）
の払い戻し

療養費支給申請書を提出する前に必ずご確認ください

- 協会けんぽでは、療養費の支給決定後、提出書類の返却ができません。自治体等に医療費助成の申請を行う際は、領収書のコピーまたは原本の提出の要否について、事前に自治体等へご確認ください。
- 負傷（けが）の原因が第三者行為によるときは、「第三者等の行為による傷病届」もあわせてご提出ください。



詳細は、**協会けんぽホームページ**をご覧ください

申請書の
ダウンロード
はコチラ



制度の詳細
はコチラ

**令和5年1月以降、協会けんぽの各種申請書は新様式に変更しています**

～旧様式をご使用の場合は、**すみやかな切り替え**をお願いします～

旧様式で申請された場合、事務処理等に時間を要してしまうことがありますので、新様式のご使用をお願いします。

詳細は
コチラ



協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」) まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

接骨院・整骨院のかかり方

接骨院・整骨院での柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合とならない場合があります。



**健康保険が
使えます**

たとえば
こんなとき

- 日常生活やスポーツで足をひねった
- 家の中で転んで床に肘をぶつけた

- 外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷（肉ばなれ等）

**ご注意
ください**

骨折や脱臼に対する施術は、
応急処置を除き、**医師の同意**
が必要です。



**健康保険が
使えません**

たとえば
こんなとき

- 日常生活で感じる肩こり

- 単なる肩こり、筋肉疲労、慢性的な痛み
- リラクゼーションを目的とした利用
- 神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等の病気からくる痛み
- 病気や診療所等で治療中のけが
- 仕事・通勤途中でのけが（労災保険適用）

接骨院・整骨院にかかるときの注意事項

詳細はコチラ ▶



負傷の原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのか、きちんと話しましょう。
負傷の原因が明らかではない場合は、健康保険の対象
とならない場合があります。

領収書をもらいましょう

領収書は、医療費控除を受ける際にも必要ですので、
大切に保管してください。

療養費支給申請書の記載内容をよく 確認し、必ず自分で署名しましょう

療養費支給申請書は、健康保険の請求および受領を
柔道整復師に委任するための重要な書類です。委任欄
に署名する場合は、傷病名・日数・金額をよく確認し
ましょう。白紙の用紙に署名をしたり、印鑑を渡して
しまうのは、不適切な請求につながる恐れがあります
のでご注意ください。



協会けんぽより**治療内容**についてお尋ねすることがあります

柔道整復師の請求のなかには、健康保険の適用の対象とならない治療の請求や不適切な請求
も一部見受けられます。適正な支払いに調査が必要と判断される場合は、協会けんぽより電話
または文書で負傷原因等を照会することがあります。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」) まで



算定基礎届〈定時決定〉～提出は7月1日から10日まで

7月1日現在におけるすべての被保険者の標準報酬月額を決定するために、事業主は毎年1回、**算定基礎届**を日本年金機構に提出します。これにより決定された標準報酬月額は、原則として**9月から翌年8月までの1年間**、保険料や年金額等の計算の基礎となります。算定基礎届およびその他の必要な届書は、右記の期限内にご提出ください。なお、期限内にご提出が確認できない場合は、文書や電話にてお問い合わせする場合があります。

提出期限

令和5年**7月1日（土）**から**7月10日（月）**まで

提出方法

電子申請 または **郵送**

照会先

ねんきん加入者ダイヤル：0570-007-123（ナビダイヤル）

算定基礎届の作成・提出時の注意事項

1 算定基礎届の提出が不要の場合

次の①～③のいずれかに該当する被保険者については、算定基礎届の提出は不要です。

- ① 令和5年6月1日以降の資格取得者
- ② 令和5年6月30日以前の退職者
- ③ 令和5年7月、8月、9月に随時改定の月額変更届対象者（※）

（※）③の対象者は以下をご留意ください。

- ・届出用紙で提出する場合は、備考欄の【月額変更予定】を○で囲んでください。
- ・電子媒体または電子申請による提出の場合は、月額変更届対象者を除いて作成してください。
- ・4月の昇給（または降給）に伴う7月の随時改定者は、月額変更届をご提出ください。
- ・5月の昇給（または降給）に伴い8月に月額変更届を予定している方は、5月、6月、7月の給与により月額変更が行われるか確定しますので、確定後はすみやかに月額変更届をご提出ください。
- ・6月の昇給（または降給）に伴い9月に月額変更届を予定している方は、6月、7月、8月の給与により月額変更が行われるか確定しますので、確定後はすみやかに月額変更届をご提出ください。
- ・7月、8月、9月の月額変更に不該当であることが判明した場合は、すみやかに算定基礎届をご提出ください。

2 70歳以上の被保険者の届出

次の①～③のすべてに該当する被保険者については、70歳以上被用者算定基礎届の提出が必要です。備考欄の【70歳以上被用者算定】を○で囲み、個人番号をご記入ください。

- ① 70歳以上
- ② 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある
- ③ 事業所に常時使用されている

3 支払基礎日数が17日未満の月の取り扱い

標準報酬月額は、4月、5月、6月に支払った報酬の平均額から算出しますが、支払基礎日数（報酬の支払い対象となった日数）がそれぞれ17日以上あることが要件です。支払基礎日数が17日未満の月の報酬月額は、算定基礎届の報酬月額の総計および平均額の計算に入れないでください。なお、国・地方公共団体および特定適用事業所・任意特定適用事業所に勤務する短時間労働者の場合は、支払基礎日数が11日以上となります。





4 パートタイム労働者の取り扱い

1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が同一事業所に使用される通常の労働者の4分の3以上の方をパートタイム労働者といいます。

支払基礎日数	算定方法
3か月とも17日以上	3か月の報酬月額平均額
1か月または2か月は17日以上	17日以上月の報酬月額平均額
3か月とも15日以上17日未満	3か月の報酬月額平均額
1か月または2か月は15日以上17日未満	15日以上17日未満月の報酬月額平均額
3か月とも15日未満	従前の標準報酬月額

●随時改定の場合は、継続した3か月のいずれの月も支払基礎日数が17日以上。

5 短時間労働者の取り扱い 令和4年10月より適用条件が変更されました

特定適用事業所・任意特定適用事業所に勤務し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の4分の3未満または1か月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満またはその両方で、①1週間の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が88,000円以上、③2カ月を超える雇用の見込みがある、④学生ではない、これらすべてに該当する方を短時間労働者といいます。

支払基礎日数	算定方法
3か月とも11日以上	3か月の報酬月額平均額
1か月または2か月は11日以上	11日以上月の報酬月額平均額
3か月とも11日未満	従前の標準報酬月額

●随時改定の場合は、継続した3か月のいずれの月も支払基礎日数が11日以上。

※特定適用事業所とは、被保険者数が常時101人以上の事業所または国または地方公共団体に属するすべての事業所、任意特定適用事業所とは、被保険者数が常時100人以下で短時間労働者が社会保険に加入することについての労使合意を行った事業所をいいます。

この記事に関する詳細は 日本年金機構 定時決定（算定基礎届） 検索 ご確認ください。

支給日から5日以内に提出 賞与支払届を忘れずに！

事業主が被保険者（従業員）に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に、賞与支払届のご提出をお願いします。届出の内容は、厚生年金保険料等や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、届出もれがないようご注意ください。なお、ご登録いただいた賞与支払予定月に賞与を支払わなかった場合は、賞与不支給報告書の提出が必要です。

※賞与支払予定月を日本年金機構に登録している事業所には、被保険者の氏名や生年月日等を記した届出用紙または電子媒体を、予定月の前月に送付（希望しない事業所は除く）します。



国民年金ひとことメモ

国民年金保険料の免除・納付猶予制度と追納

国民年金第1号被保険者は、毎月の保険料を納める必要がありますが、収入の減少や失業等により経済的に納付が困難なときは、未納のままにせず、国民年金保険料免除・納付猶予制度をご利用ください。なお、国民年金保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付したときと比べて、老齢基礎年金の額が低額となります。この期間の保険料は、後から納付（追納）することで年金額を増やすことができ、また、社会保険料控除により所得税・住民税が軽減されますので、追納のお申し込みをおすすめします。

国民年金保険料免除・納付猶予制度の詳細 ▶ <https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150428.html>

国民年金保険料の追納制度の詳細 ▶ <https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150331.html>

2023年夏に開催の会場型講習会 & WEBセミナー

会場型講習会

年金シニアライフセミナー

充実した老後を送るために必要なライフプランを考えるセミナーです。「年金・医療保険」「生きがい」「暮らしと経済」の項目ごとに解説します。若年層にも役立つ内容となっていますので、年齢や世代に関わらず、シニアライフを豊かにするためのヒントを学んでください！

- 日 時** 8月3日(木)
13時30分～16時30分
- 会 場** 自動車会館 (千代田区九段南)
- 費 用** 会員 2,000円 [一般 15,000円]
- 申込期間** 6月29日(木) 15時まで
- 定 員** 180名
- 講 師** 株式会社セミナー研究所 大橋 正一

ホームページからお申し込みください。郵送の場合は、申込書をダウンロードしてください。

- 抽選の際は、会員を優先します。
- 複数名参加希望の場合は、それぞれお申し込みください。
- 申込期間外のお申し込み等、不備がある場合は、落選となります。
- 申込結果等は、講習会実施日の1週間前までに、ご登録のメールアドレスまたは郵送にてご連絡します。



次回予告 社会保険の基礎知識

社会保険制度の仕組みや手続き、各種医療保険制度の特徴等について解説(予定)します。

- 日 時** 9月13日(水)・14日(木)
各日10時～16時
- 申込期間** 7月14日(金) 10時から
7月28日(金) 15時まで

ホームページ ▶ 講習会・セミナー ▶ 会場型講習会

WEBセミナー

オンラインライブセミナー

年金と税務の両面から、制度に関する情報を提供する2部構成のセミナーです。年金事務所および税務署の職員が解説しますので、事務担当者や経営者のみならず、知識の習得という点でもおすすめです。

第1部 保険料控除と保険料免除 今後の法改正

2022年10月の制度改正により見直された、育児休業等期間中の保険料免除要件について、制度の概要や事務手続き、月額保険料および賞与保険料の免除を中心に説明します。

講 師 新宿年金事務所 職員

第2部 インボイス制度

2023年10月1日から、新たな仕入税額控除の方式としてスタートするインボイス制度。その内容や仕組みについて詳しく解説します。

講 師 新宿税務署 職員

- 日 時** 8月9日(水)
- 第1部** 13時30分～14時30分
- 第2部** 15時00分～16時30分

費 用 無料

受講形式 ハイブリッド

- ① **会場受講** 申込締切: 6月30日(金)
会場: 東京トラック事業健保会館 (千代田区三番町)
定員: 150名
- ② **ZOOM配信** 申込締切: 開催日当日

会場受講の申込期限は6月末までです。ZOOM配信をご希望の方は、7月初旬に申込開始となります。詳細は、ホームページでご確認ください。

ホームページ ▶ 講習会・セミナー ▶ オンラインライブ

詳細は、ホームページをご覧ください

東京社会保険協会
https://www.tosyakyo.or.jp/
会員事業課 ☎03-5292-3596





7月中旬公開!

社会保険に関する動画シリーズ

2023年度版WEBセミナーがまもなく一斉公開! 健康保険から年金まで最新情報を盛り込みながら、東京社会保険協会のセミナーや講習会でなじみの特定社会保険労務士が、丁寧にわかりやすく解説します。お好きなときに何度でも視聴できるので、ご自身のペースで学びたいトピックを選択してご活用ください。

イチから学ぶ 社会保険の基礎知識

各種保険の種類や手続き・給付等、社会保険の基礎を初心者にもわかりやすく解説します。



講 師

特定社会保険労務士 安中 繁
(ドリームサポート社会保険労務士法人 CEO)
一部上場企業を含む全国約300社の顧問を務め、人事制度構築支援、裁判外紛争解決手続代理業務等にあたる。企業内のみならず、事業主団体、大学、地方自治体等で数多くの研修講師を歴任。

- 社会保険の種類と概要
- 健康保険の給付
- 年金制度の種類と概要①②
- 社会保険の適用・加入要件
- 保険料の計算
- 退職時の手続き・任意継続
- その他の社会保険制度 (国保・介護等)

よくわかる 出産・育児・介護制度

各制度の概要や申請手続き等を詳しく説明。子育て中や介護に直面している方は必見!

- 出産・育児休業制度
- 介護休業制度
- 出産手当金・出産育児一時金
- イクボスを目指そう!!



講 師

特定社会保険労務士 大野 知美
(あすそら社会保険労務士事務所)
国家資格キャリアコンサルタント、年金アドバイザー2級、健康経営エキスパートアドバイザー。明治大学法学部法律学科卒業後、大手印刷会社やIT企業等の勤務を経て独立。東京商工会議所や社労士会、大学等、多数のセミナーに登壇。

公開期間 7月12日(水)13時~(1年間)

閲 覧 ホームページで公開

※各動画 (YouTube) 約5分~30分/全20本程度
※一部限定公開 (会員はユーザー名・パスワード必要)
※テーマ等は、変更となる場合があります。

ホームページ ▶ 講習会・セミナー ▶ WEBセミナー

知らないと損する 年金のおはなし

年金制度の基本的な知識やポイント等、将来の年金受給に役立つ情報を紹介します。

- いつ・どんな時から受け取れる?
- 受け取りながら働いたら?
- 少しでも増やすには?
- 万が一の時にはどうなる?

よくわかる 労災保険・雇用保険

労務管理や雇用保険制度と手続き等について、具体的な事例を交えながら説明します。

- 労災保険制度と手続き
- 雇用保険制度と手続き



講 師

特定社会保険労務士 小林 元子
(がんこ社労士事務所)
ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引士。企業向けの労務管理や労働問題、就業規則の作成等の相談業務、年金事務所やハローワーク、労働基準監督署への諸手続きを担当。多くの団体の講習会で講師として活躍。

詳細は、ホームページをご覧ください

東京社会保険協会
<https://www.tosyakyo.or.jp/>
会員事業課 ☎03-5292-3596



三笠公園

「水と光と音」がテーマの横須賀を代表する公園

三笠ターミナルから
人気観光スポット・猿島へ

横須賀市民の憩いの場所で、「日本の都市公園100選」「日本の歴史公園100選」に選ばれています。音楽に合わせて水が躍る音楽噴水池（老朽化のため、2023年7月31日で終了）、海に面したオペラハウス状の野外ステージ（写真左）のほか、中央広場には、世界三大記念艦「三笠」を展示。日露戦争の際、連合艦隊司令長官として乗船した東郷平八郎の像とあわせて記念撮影を！



初夏のヨコスカで歴史さんぽ

神奈川県
横須賀市

ペリーが開国を求めて浦賀に来航してから今年で170年。幕末以降、歴史の舞台となった横須賀は、軍港として重要な役割を果たすとともに、この街ならではの異国の香り漂う文化を築いてきました。数多い名所・旧跡のなかから、今回は欧米テイストに満ちたエリアを散策します。

(2023年5月16日撮影)



HP ▶ 社会保険新報
▶ 表紙の名所シリーズ



ドブ板通り

アメリカナイズされた人気ストリート



鮮やかな刺繍を施したスカジャンやワッペン、横須賀3大グルメ「よこすか海軍カレー」「ヨコスカネイビーバーガー」「ヨコスカチェリーチーズケーキ」等、アメリカン気分を満喫。写真左は、tsunami boxのジョージワシントンバーガー。



ヴェルニー公園

フランス庭園様式のバラの名所

幕末期のフランス人技師・ヴェルニーが建築に貢献した旧横須賀製鉄所跡地が対岸に臨めることから、2002年の再整備の際にその名が付けられました。幾何学的なフランス式庭園には約1,300株のバラが植えられ、春と秋に「ローズフェスタ」が開催されます。



記事提供／日本年金機構 新宿年金事務所・全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部